

改正

平成二七年六月一七日規則第三六号

平成二八年三月三十一日規則第五五号

福島市子育て定住支援賃貸住宅条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市子育て定住支援賃貸住宅条例(平成二十六年条例第三十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所得の基準)

第二条 条例第六条第三号に規定する規則で定める所得の基準は、月額四十八万七千円以下とする。

(入居の申込み)

第三条 条例第七条第一項の規定により子育て住宅(条例第二条第一号に規定する子育て住宅をいう。以下同じ。)の入居の申込みをしようとする者(以下「入居申込者」という。)は、福島市子育て定住支援賃貸住宅入居申込書(様式第一号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

一 入居申込者及び当該入居申込者と同居しようとする者(以下「同居予定者」という。)について、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 給与所得者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第一節から第三節までの規定により算出した前年の所得金額(以下「所得金額」という。)に係る市町村長が発行する所得が記載された証明書(以下「所得証明書」という。)(市町村長が当該所得証明書を発行できない場合にあつては、前年の所得金額に係る給与所得の源泉徴収票及び前々年の所得金額に係る所得証明書)又は給与所得者が就職後一年を経過しない場合などその額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合にあつては、雇用主が発行する雇用証明書若しくは給与等の支払を証する書類

ロ 給与所得者以外の者で、所得税、市県民税又は事業税の納税義務を有しているもの 前年の所得金額に係る所得証明書(市町村長が当該所得証明書を発行できない場合にあつては、前年の所得金額に係る確定申告書その他の所得の収支を記載した明細書及び前々年の所得金額に係る所得証明書)

ハ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による生活扶助を受けている者 当該事実を証明する居住地の市町村長の証明書

二 入居申込者及び同居予定者に係る住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)による住民票の写し

三 入居申込者が条例第六条第一号及び第三号に掲げる者であることを証明できる書類

四 入居申込者及び同居予定者に係る市町村長が発行する納税証明書

五 同居予定者が親族であることを証明できる書類

六 所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者(以下「控除対象配偶者」という。)又は同項第三十四号に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)で、入居申込者及び同居予定者以外のある場合には、当該事実を証明できる書類

七 控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者(以下「老人控除対象配偶者」という。)である場合又は扶養親族のうちに同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族若しくは十六歳以上二十三歳未満の扶養親族がある場合には、当該事実を証明できる書類

八 入居申込者、同居予定者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で、入居申込者及び同居予定者以外のものが所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者又は同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、当該事実を証明できる書類

九 入居申込者又は同居予定者が所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫である場合には、当該事実を証明できる書類

十 入居申込者が第五条各号に掲げる者であるときは、当該事実を証明できる書類

十一 その他市長が必要と認める書類

(入居の許可等)

第四条 市長は、条例第七条第二項の規定により子育て住宅への入居を許可したときは、当該入居許可者（条例第七条第二項の規定による入居許可者をいう。以下同じ。）に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅入居許可証（様式第二号）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた申請者は、通知を受けた日から十日以内に条例第十八条第四項の規定による入居許可者が新たに子育て住宅に入居した場合における家賃を納付しなければならない。

(優先入居の要件)

第五条 条例第八条第二項に規定する規則で定める要件を備えているものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる条件を満たす者とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの者と現に同居し、又は同居しようとする者 子育て住宅の入居の申込み時点において、小学校就学の始期に達するまでの親族と現に同居し、又は同居しようとする者で、当該親族を扶養している者

二 十八歳未満の者三人以上と現に同居し、又は同居しようとする者 子育て住宅の入居の申込み時点において、十八歳未満の親族三人以上と同居し、又は同居しようとする者で、当該親族を扶養している者

(入居の手続)

第六条 条例第九条第一項第一号の規定による請書は、福島市子育て定住支援賃貸住宅使用請書（様式第三号）とするものとする。

2 前項の請書には、連帯保証人が次条第一項第一号から第三号に掲げる要件を備える者であることを証する書類及び連帯保証人の印鑑に係る市町村長が発行する証明書を添付しなければならない。

3 条例第九条第四項ただし書の規定による承認を得ようとする者は、福島市子育て定住支援賃貸住宅入居日延期承認申請書（様式第四号）にその理由を記載し、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による承認をしたときは、当該申請者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅入居日延期承認通知書（様式第五号）により通知するものとする。

5 条例第九条第五項の規定による報告は、入居の日から十四日以内とし、入居を許可された子育て住宅の住所を証する書類を提出することにより行うものとする。

(連帯保証人)

第七条 条例第九条第一項第一号に規定する市長が適当と認める連帯保証人は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

一 日本国籍を有していること。

二 市町村税を滞納していないこと。

三 現に福島市営住宅等条例（平成九年条例第三十四号）第三条第一号及び第二号に規定する市営住宅若しくは特別市営住宅（以下「市営住宅等」という。）又は県営住宅等の入居者でないこと。

四 過去十年以内に市営住宅等を退去させられた者でないこと。

2 市長は、連帯保証人としての資格又は適正を欠く事実が判明したときは、連帯保証人を変更させることができる。

(連帯保証人の変更等)

第八条 子育て住宅に現に入居している者（以下「入居者」という。）は、既に立てた連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに次項に規定する連帯保証人の変更の手続をとらなければならない。

一 死亡したとき。

二 住所又は居所が不明になったとき。

三 後見開始、保佐開始等の審判、破産手続開始の決定、失業その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。

2 入居者は、連帯保証人を変更するときは、福島市子育て定住支援賃貸住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（様式第六号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、当該申請者に対し、当該可否の決定を福島市子育て定住支援賃貸住宅入居者連帯保証人変更承認・不承認通知書（様式第七号）により通知するものとする。

4 入居者は、連帯保証人の本籍地、住所又は氏名に変更が生じたときは、速やかに福島市子育て定住支援賃貸住宅入居者連帯保証人・本籍地・住所・氏名変更届（様式第八号）により市長に届け出なければならない。

(入居許可の取消し)

第九条 市長は、条例第十条の規定により入居許可者に係る子育て住宅の入居の許可を取り消したときは、当該入居許可者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅入居許可取消通知書（様式第九号）により通知するものとする。

(同居の承認)

第十条 条例第十一条第一項の規定により同居の承認を得ようとする者は、福島市子育て定住支援賃貸住宅同居承認申請書（様式第十号）に同居させようとする者に係る第三条各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、同居を承認した場合は、当該申請者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅同居承認通知書（様式第十一号）により通知するものとする。

3 条例第九条第四項及び第五項並びに第六条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(入居の承継)

第十一条 条例第十二条第一項の規定による入居の承継（以下「入居承継」という。）の承認を得ようとする者は、当該事由の生じた日から十四日以内に、福島市子育て定住支援賃貸住宅入居承継承認申請書（様式第十二号）に当該承認を得ようとする者に係る第三条各号に掲げる書類及び入居者との続柄を証する書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、入居承継を承認した場合は、当該申請者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅入居承継承認通知書（様式第十三号）により通知するものとする。

3 前項の規定による入居承継の承認を得た者は、条例第九条第一項第一号の規定による請書を市長に提出しなければならない。

4 第六条の規定は、前項の請書の提出について準用する。

(同居者の異動報告)

第十二条 入居者は、出生、婚姻、死亡その他の事由により同居者に異動が生じたとき（同居の承認に該当する場合を除く。）は、速やかに福島市子育て定住支援賃貸住宅入居者異動届（様式第十四号）に当該事実を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

（家賃）

第十三条 条例第十三条第一項の規定による子育て住宅の家賃は、別表第一のとおりとする。

2 市長は、条例第十三条第四項の規定により家賃の変更をするときは、当該入居者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅家賃変更通知書（様式第十五号）により通知するものとする。

（所得の申告）

第十四条 条例第十四条第一項の規定による所得の申告は、福島市子育て定住支援賃貸住宅所得申告書（様式第十六号）に所得証明書その他所得額を証する書類を添付して行うものとする。

（所得の認定等）

第十五条 市長は、条例第十四条第三項の規定により所得の額の認定をしたときは、当該入居者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅所得認定通知書（様式第十七号）により通知するものとする。

2 条例第十四条第四項の規定により意見を述べようとする者は、前項の規定による通知を受け取った日から三十日以内に福島市子育て定住支援賃貸住宅所得認定更正申請書（様式第十八号）にその理由を証する書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、当該申請者に対し、当該可否の決定を福島市子育て定住支援賃貸住宅所得認定更正・再認定承認・不承認通知書（様式第十九号）により通知するものとする。

4 入居者は、条例第十四条第三項の規定による所得の額の認定後（同条第四項の規定により当該認定が更正されたときは、その更正後をいう。）において、新たに生じた事由により認定された所得の額（同条第四項の規定により当該認定額が更正されたときは、その更正後の額）の再認定を得ようとするときは、福島市子育て定住支援賃貸住宅所得再認定申請書（様式第二十号）により市長に申請しなければならない。

5 前条の規定並びに第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（家賃の減額の申請）

第十六条 条例第十五条第二項の規定により家賃の減額を受けようとする者は、福島市子育て定住支援賃貸住宅家賃減額申請書（様式第二十一号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

一 所得証明書

二 その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、新たに子育て住宅に入居を許可された者にあつては、条例第九条第一項又は第二項に定める期間内に行わなければならない。

3 市長は、第一項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、当該申請者に対し、当該可否の決定を福島市子育て定住支援賃貸住宅家賃減額承認・不承認通知書兼入居者負担額通知書（様式第二十二号）により通知するものとする。

（入居者負担額）

第十七条 条例第十六条第一項の規定による入居者負担額は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第二条に規定する方法により算出した額とし、令第二条第一項第四号の規定による事業主体が定める数値は、別表第二のとおりとする。

（家賃若しくは敷金又は駐車場使用料の減免又は徴収猶予の申請）

第十八条 条例第十七条、条例第十九条第二項及び条例第三十七条第二項の規定による家賃若しくは敷金又は駐車場使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、福島市子育て定住支援賃

貸住宅家賃・敷金・駐車場使用料減免承認申請書（様式第二十三号）又は福島市子育て定住支援賃貸住宅家賃・敷金・駐車場使用料徴収猶予承認申請書（様式第二十四号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、当該申請者に対し、当該可否の決定を福島市子育て定住支援賃貸住宅家賃・敷金・駐車場使用料減免承認・不承認通知書（様式第二十五号）又は福島市子育て定住支援賃貸住宅家賃・敷金・駐車場使用料徴収猶予承認・不承認通知書（様式第二十六号）により通知するものとする。

（家賃又は駐車場使用料の減免又は徴収猶予の基準）

第十九条 条例第十七条及び条例第三十七条第二項の規定による家賃又は駐車場使用料の減免又は徴収の猶予の基準は、次のとおりとする。

- 一 入居者又は同居者の退職その他認定した所得の額の更正又は再認定をした場合に、家賃の額の変更が生じると認められる事由が発生した場合 十二月を超えない範囲
- 二 入居者又は同居者が病気のため長期にわたる療養が必要となり、当該家賃又は駐車場使用料を支払うことが困難であると市長が認めた場合 十二月を超えない範囲
- 三 入居者又は同居者が条例第五条に定める要件に該当し、子育て住宅に入居させることが適当であると市長が認めた場合 三月を超えない範囲

（敷金の減免又は徴収猶予の基準）

第二十条 条例第十九条第二項の規定による敷金の減免又は徴収の猶予の基準は、敷金の五割以内とする。ただし、条例第五条の規定による子育て住宅に入居させることが適当であると認める者については、敷金の十割以内とする。

（迷惑行為等）

第二十一条 条例第二十四条の規定による周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 他の入居者の生活を妨害し、又は居住環境を著しく悪化させ平和を乱すと市長が判断した行為で、制止等の命令又は指導に従わない行為
- 二 共同で使用する敷地、住宅等の一部を占有する行為
- 三 動物類（犬、猫、鳥等）を飼育する行為。ただし、身体障害者が身体障害者補助犬を使用するときは、この限りでない。
- 四 騒音、悪臭等を発生させる行為
- 五 有害物、危険物等を団地内に持ち込む行為
- 六 土地、建物等を毀損する行為
- 七 その他共同生活の維持を著しく阻害する行為

（長期不使用の届出）

第二十二条 条例第二十五条の規定による届出は、福島市子育て定住支援賃貸住宅長期不使用届（様式第二十七号）により行うものとする。

（住宅の用途併用及び模様替え並びに増築）

第二十三条 条例第二十七条ただし書の規定により住宅の一部を住宅以外の用途として併用するための承認を得ようとする者は、福島市子育て定住支援賃貸住宅一部用途併用承認申請書（様式第二十八号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、当該申請者に対し、当該可否の決定を福島市子育て定住支援賃貸住宅一部用途併用承認・不承認通知書（様式第二十九号）により通知するものとする。

- 3 条例第二十八条ただし書の規定による子育て住宅の模様替え又は増築の承認を得ようとする者は、福島市子育て定住支援賃貸住宅模様替え・増築承認申請書（様式第三十号）に模様替え又は増築に係る設計図面を添付して市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、当該申請者に対し、当該可否の決定を福島市子育て定住支援賃貸住宅模様替え・増築承認・不承認通知書（様式第三十一号）により通知するものとする。
- 5 前項の規定による子育て住宅の模様替え又は増築の承認を得た者は、その工事の完了後、直ちにその旨をしゅん工届（様式第三十二号）により市長に届け出し、条例第四十一条の規定による市長が指定する者の検査を受けなければならない。

（子育て住宅の明渡しの届出）

第二十四条 条例第三十条第一項の規定による子育て住宅の明渡しの届出は、福島市子育て定住支援賃貸住宅返還届（様式第三十三号）により行うものとする。

（住宅の明渡請求）

第二十五条 条例第三十一条第一項の規定による子育て住宅の明渡しの請求は、福島市子育て定住支援賃貸住宅明渡請求通知書（様式第三十四号）により行うものとする。

（駐車場の管理）

第二十六条 条例第三十四条の規定により駐車場の使用の許可を受けようとする者は、福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場使用申請書（様式第三十五号）、福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場（所有車両無）使用申請書（様式第三十六号）又は福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場（余剰区画）使用申請書（様式第三十七号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、当該申請者に対し、当該可否の決定を福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場使用許可証（様式第三十八号）、福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場（所有車両無）使用許可証（様式第三十九号）又は福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場（余剰区画）使用許可証（様式第四十号）により通知するものとする。
- 3 条例第三十五条第一項第一号の規定による使用請書は、福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場使用請書（様式第四十一号）とするものとする。
- 4 市長は、条例第三十五条第三項の規定により使用許可者（条例第三十四条第二項の規定による使用許可者をいう。以下同じ。）に係る駐車場の使用の許可を取り消したときは、当該使用許可者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場使用許可取消通知書（様式第四十二号）により通知するものとする。
- 5 条例第三十五条第四項ただし書の規定による承認を得ようとする者は、福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場使用日延期承認申請書（様式第四十三号）にその理由を記載し、市長に申請しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による承認をしたときは、当該申請者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場使用日延期承認通知書（様式第四十四号）により通知するものとする。
- 7 条例第三十六条の規定により自動車の使用者、所有者、車名等の事項を変更しようとする者は、福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場自動車登録番号等変更届（様式第四十五号）により市長に届け出なければならない。
- 8 条例第四十条において準用する条例第三十条第一項の規定による駐車場の明渡しの届出は、福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場返還届（様式第四十六号）によるものとし、条例第四十一条の規定による市長が指定する者の検査を受けなければならない。
- 9 条例第四十一条の規定は、前項の駐車場の明渡しの届出について準用する。

（駐車場の使用料）

第二十七条 条例第三十七条第一項の規定による駐車場の使用料は、別表第三のとおりとする。

2 市長は、条例第三十八条の規定による駐車場の使用料の変更をするときは、当該駐車場の使用者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場使用料変更通知書（様式第四十七号）により通知するものとする。

（駐車場の明渡請求）

第二十八条 市長は、条例第三十九条第一項の規定により使用許可者に係る駐車場の使用の許可を取り消し、当該駐車場の明渡しを請求するときは、当該使用許可者に対し、その旨を福島市子育て定住支援賃貸住宅駐車場明渡請求通知書（様式第四十八号）により通知するものとする。

（検査員証）

第二十九条 条例第四十一条第三項の規定による立入検査に当たる者が携帯するその身分を示す証票は、福島市子育て定住支援賃貸住宅立入検査員証（様式第四十九号）とする。

（敷地の目的外使用）

第三十条 条例第四十二条の規定による敷地の目的外使用の許可は、福島市財務規則（平成十五年規則第三十四号）に定めるところにより行うものとする。

（雑則）

第三十一条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年六月一七日規則第三六号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（福島市子育て定住支援賃貸住宅条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の福島市子育て定住支援賃貸住宅条例施行規則様式第十六号の規定は、平成二十七年度以後の年度分の所得の申告について適用し、平成二十六年分までの所得の申告については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第十三条関係）

名称	住宅規模（規格）	家賃（月額）
町庭坂第一団地	七五・五平方メートル（3LDK）	八九、〇〇〇円
町庭坂第二団地	六七・四平方メートル（2LDK）	七九、〇〇〇円
	七五・五平方メートル（3LDK）	八九、〇〇〇円

別表第二（第十七条関係）

名称	利便性係数
町庭坂第一団地	〇・八七
町庭坂第二団地	〇・八七

別表第三（第二十七条関係）

名称	使用料（1区画当たり月額）
町庭坂第一団地	二、三〇〇円
町庭坂第二団地	二、三〇〇円

様式第1号（第3条関係）

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第11条関係)

様式第13号 (第11条関係)

様式第14号 (第12条関係)

様式第15号 (第13条関係)

様式第16号 (第14条関係)

様式第17号 (第15条関係)

様式第18号 (第15条関係)

様式第19号 (第15条関係)

様式第20号 (第15条関係)

様式第21号 (第16条関係)

様式第22号 (第16条関係)

様式第23号 (第18条関係)

様式第24号 (第18条関係)

様式第25号 (第18条関係)

様式第26号 (第18条関係)

様式第27号 (第22条関係)

様式第28号 (第23条関係)

様式第29号 (第23条関係)

様式第30号 (第23条関係)

様式第31号 (第23条関係)

様式第32号 (第23条関係)

様式第33号 (第24条関係)

様式第34号 (第25条関係)

様式第35号 (第26条関係)

様式第36号 (第26条関係)

様式第37号 (第26条関係)

様式第38号 (第26条関係)

様式第39号 (第26条関係)

様式第40号 (第26条関係)

様式第41号 (第26条関係)

様式第42号 (第26条関係)

様式第43号 (第26条関係)

様式第44号 (第26条関係)

様式第45号 (第26条関係)

様式第46号 (第26条関係)

様式第47号 (第27条関係)

様式第48号 (第28条関係)

様式第49号 (第29条関係)